

【第3弾】松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券取扱要項変更点

参加店舗のご登録をいただいた際に送付しました取扱要項を、市内全世帯への追加発行に伴い下記のとおり変更いたします。

2. 商品券の概要

- ・発行総額 26億5千2百万円（うち追加分11億9千2百万円）
- ・発行内容 33万1千5百冊（うち追加分14万9千冊）

4. 販売対象者（追加発行分）

市内全世帯（約74,500世帯）に1世帯当たり2枚の購入引換券を発送する。

5. 商品券の使用可能期間

令和4年8月1日（月）～令和5年2月28日（火）までとする。

※12月1日以前に購入済みの商品券についても、使用可能期間を延長し、上記期限まで使用可能とする。

9. 商品券の換金手続きについて

(1)換金請求の期日

- ①令和4年8月1日（月）から令和5年3月10日（金）までの、三十三銀行の営業日とする。

10. 責務

(2)期間途中で参加店舗を脱退しないこと。使用期限（令和5年2月28日）まで継続すること。

→ 但し、延長期間における「登録取り消し」を希望の場合は実行委員会までお申し出ください。